群馬県立心臓血管センター 感染対策指針

1 病院内感染対策に関する基本的な考え方

病院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、 制圧、終息を図ることを目的とする。病院内感染対策は、医療の安全対策上および患者サービ スの質を保つためにも必要であり、全ての職員に対して組織的な対応と教育を行い、指針に則 った医療が提供できるように本指針を作成する。

- 2 病院内感染対策に関する組織
- (1)感染対策委員会(ICC: Infection Control Committee)
 病院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握して改善策を講じるために、組織横断的な感染対策委員会: ICC(以下「ICC」という)を設置する。
- (2) 感染対策チーム(ICT: Infection Control Team)
 院長の諮問機関である感染対策委員会(ICC)の下部組織に属する。感染対策を推進する実働チームとして感染対策チーム:ICT(以下「ICT」という)を設置する。
- (3)委員会の所掌事務、組織等は別途感染対策委員会要綱、感染対策チーム要綱により定める。
- 3 職員研修に関する基本指針
- (1)病院内感染対策の基本的な考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図る ために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 全職員を対象に年2回程度開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- 4 病院内感染発生状況の報告に関する基本指針 耐性菌、市中感染症等の病院内発生に伴う感染拡大を防止するため、感染対策委員会、感染対 策チームを通じて全病院職員に速やかに周知する。
- 5 病院内感染発生時の基本方針 病院内感染が疑われる場合は、「病院内感染発生時の連絡体制」に従い、速やかに連絡し対応す る。
- 6 患者への情報提供と説明
- (1)本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。
- (2)疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技(手洗い、マスク使用等)について も説明し、理解を得た上で協力を求める。
- 7 その他、病院内感染対策推進に必要な基本方針
- (1)病院内感染防止のため、病院職員は別紙「病院内感染対策マニュアル」(以下「マニュアル」 という)、「病院内感染対策基準・手順」(以下「基準・手順」という)を遵守する。
- (2)マニュアル、基準・手順は、必要に応じて随時見直しを行い改訂するとともに、病院職員 に周知徹底する。
- (3) その他、病院内感染対策に関する事柄については、他病院とも連携、交流を図り学習に努める。

附則

この指針は、平成20年 2月 17日から施行する。 この指針は、平成22年 5月 27日改訂する。